

2019-01作成の問題 解答のポイント

第1問

外国人専門家をお招きして行った特別授業において英語で、それに先立つ準備授業において日本語で、説明した内容。これらの授業を受講していない場合には解答は容易でないと考えられる。

本件では、いわゆる二面市場が登場したところ、そのうち一面の需要者に対する価格引上げは原告によって容易に立証されたが、被告が、一面の需要者から得た超過利潤を他面の需要者に対して還元しているのが正当化されると主張した。反対意見は、一面の需要者に対する価格引上げの立証によって原告は第1段階をクリアしたと考えたが、多数意見は、「relevant market」（第1段階を説明する英文を参照）を、他面の需要者も包含するような形で広く観念することにより、他面の需要者に対する還元に関する立証責任を被告から原告に移した。

第2問

授業で理解した枠組みがあれば、授業終了後に現れた新たな事例を構造的に把握することができる。その力を試す問題。

- (a) 市場画定がプロセスとしての法的判断の中間段階であることを示せばよい。
- (b) 新幹線飛行機問題が登場していることを示せばよい。

第3問

最後の2回で取り扱った景表法からの出題。議論の構造を文章によって示すことを求める問題。

不当表示の違反要件。表示内容に問題があることに加え、表示を「し」たという表示行為の要件がある。本件のような、他者（取引先）に原因のある不当表示の事件では特に、表示行為の要件においてベイクルーズ基準が登場。主観的要素は不要であるとされる（この当否を論じ、その際に答申に言及することなども考えられるが、そこまでは答案には求めない）。

措置命令の要件。違反要件を満たせば、基本的に、措置命令の対象とはなるとされる（このように広いことについて当否を論ずることなども考えられるが、そこまでは答案には求めない）。

課徴金納付命令の要件。主観的要素が要件となっている。他者に原因のある不当表示の場合には、これが問題となる。日産事件において最も論ぜられた点である。

以上のように、どの設問においても、議論の構造を的確に捉えること、構造を理解していれば新たな事象にも対応できること、を理解していることを期待している。それ以上の細かいことは期待しておらず、細かいことで少し誤っていても良い成績を付けた例はある。